

開催年月日 平成30年11月8日（木）

質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員  
 答弁者 道立病院部長 田中 宏 子之  
 道立病院局次長 叶野 宏 司  
 道立病院局次長 立花 理 彦  
 病院経営課長 福原 靖 博  
 経営改革課長 齋藤 聡

質問内容	答弁内容
<p><b>一 病院事業会計について</b>  <b>(一) ジェネリック医薬品について</b>                      それでは、病院事業会計について伺いますが、これまでの質問の中で決算状況や収益の確保対策などについては、いろいろと議論が行われてきました。私からは、ジェネリック医薬品と医師、看護師の勤務環境に関して、伺ってまいります。</p> <p><b>1 ジェネリック医薬品の使用割合について</b>                      はじめに、ジェネリック医薬品についてですがジェネリック医薬品は、患者の負担軽減にも繋がりますので、道立病院においても、積極的な取組をと会派としては、これまでも質問してまいりました。道立病院における2016年度と2017年度のジェネリック医薬品の使用割合について伺います。また、ジェネリック医薬品の使用割合に応じて算定が可能となる「後発医薬品使用体制加算」の算定状況についても合わせて伺います。</p> <p><b>2 患者への配慮について</b>                      ジェネリック医薬品は患者の負担軽減に繋がる一方で、患者の同意を得ずに一方的に切り替えると患者の不安を招く恐れもあります。薬効や製剤などを先発医薬品と十分に比較検討して進める必要があると考えますが、認識について伺います。</p> <p><b>3 ジェネリック医薬品の使用促進について</b>                      診療報酬の加算も行われており、ジェネリック医薬品の使用促進は経営改善にも効果があると思われれます。患者の負担軽減の観点も含め、2017年度中にその使用割合を70パーセント以上とする国の目標を上回る取り組みを道立病院ではすでに行っていますが、今後の取り組みについて伺います。</p> <p><b>(二) 看護職員の勤務実態について</b>                      それでは次に、看護職員の勤務実態について伺います。道立病院における2017年度末の職員数は、6病院合計で842名となっていますが、このうち全体の63%を占めている、528名が看護師や助産師、いわゆる看護職員の方々です。良質な医療サービスを提供するためには、この6</p>	<p><b>【経営改革課長】</b>                      ジェネリック医薬品の使用割合についてでございますけれども、平成28年度は72.2パーセント、29年度は77.5パーセントで、前年度に比べ5.3ポイントの増加となっております。また、ジェネリック医薬品の使用割合に応じて算定される「後発医薬品使用体制加算」につきましては、平成28年度は約89万円、29年度は約92万円で、前年度に比べ約3万円の増加となっております。でございます。</p> <p><b>【経営改革課長】</b>                      患者への対応についてでございますけれども、道立病院では先発医薬品からジェネリック医薬品への切り替えにつきまして、各病院に設置している医師や薬剤師などで構成する薬事委員会で薬効や副作用情報等を慎重に審議しているところでございます。ジェネリック医薬品の使用に当たりましては、医師や薬剤師などから患者への丁寧な説明を行うなど、薬の変更に伴う不安が生じないように、対応する必要があるものと考えているところでございます。</p> <p><b>【道立病院局叶野次長】</b>                      ジェネリック医薬品の使用促進についてでございますが、ジェネリック医薬品の使用は、費用縮減だけでなく、患者負担の軽減を図る観点からも重要と考えているところでございます。これまでも、医師が薬を処方する際に、患者のご理解を得つつ、ジェネリック医薬品の使用割合の向上に努めてきたところでございます。道立病院局といたしましては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」で国が定めました平成32年度におけるジェネリック医薬品の使用割合80パーセントの目標値を達成できるよう、引き続き、薬事委員会を中心に使用割合の向上に取り組んでまいります。以上でございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>割以上を占める看護職員のみなさんのモチベーションがしっかりと保たれるように、適切な労働環境を整えることが重要と考えます。以下、看護職員の勤務体系について、伺ってまいります。</p> <p><b>1 新規採用者数について</b> 道立病院における看護師の欠員は49名と大変多い状況ですが、道立病院においては、2017年度から人材確保対策室を設置して看護職員の確保に取り組んでいると承知しております。 看護職員の新規採用者数について、2015年度から3年間の推移について伺います。</p> <p><b>2 退職者数と離職率について</b> 昨年度の新規採用は多かったわけですが、看護職員を確保するためには、新たな採用だけではなく、離職防止も大変重要だと考えます。 看護職員の退職者数について、2015年度から3年間の推移と、また、定年退職や自己都合退職といった、退職理由の内訳とさらに、看護職員の離職率について、同様に伺います。</p> <p><b>3 夜勤回数について</b> 2017年度は退職者が少なかったため離職率が改善されているようではありますが、引き続き離職防止対策に取り組んでいただきたいと思います。看護職員にとって、夜勤業務は大きな負担になると聞いており、昨年の決算でも取り上げましたが頻度の多い夜間業務は健康リスクにも影響します。 2017年度における一人当たりの月平均夜勤回数は8.4回、前年度から変動していないと聞いていますが、一人ひとりの状況を見ますと、夜勤回数の多い方もいると思われれます。 月に10回以上夜勤を行った看護師の延べ人数について、2015年度から3年間の推移について伺います。</p> <p><b>4 夜勤回数が多くなる要因について</b> 一人当たりの月平均夜勤回数に変化がみられない中で、月に10回以上の夜勤を行った人数が年々増加傾向にあるということは、特定の人に偏った夜勤が行われているという風に考えられるため、非常に問題だと思えます。月に10回以上夜勤を行った人数が増加している要因についてはどのようなことが考えられるのでしょうか、伺います。</p> <p><b>5 夜勤のリスクについて</b> 夜勤を10回以上行うような働き方は、負担が大きく長く働き続けることは困難であり、夜勤のリスクについては、日本看護協会による夜勤に関するガイドラインに3つのリスクが言及されています。この点も繰り返し質問してきたところですが、この影響についてどの様に考えるのかその認識について改めて伺います。</p>	<p><b>【病院経営課長】</b> 看護職員の新規採用者の数についてでございますが、過去3年間の実績は、平成27年度は、43名、28年度は、42名、29年度は、50名となっているところでございます。</p> <p><b>【病院経営課長】</b> 看護職員の退職者数などについてでございますが、過去3年間の実績は、平成27年度が退職者は37名で、その内訳は、定年退職者が12名、自己都合退職者が25名、常勤職員数に対する退職者数の割合である離職率は、7.0パーセントでございます。 28年度が退職者は40名で、定年が11名、自己都合が29名、離職率は7.8パーセント。 29年度が退職者は29名、定年が4名、自己都合が25名、離職率は5.5パーセントとなっているところでございます。</p> <p><b>【病院経営課長】</b> 月に10回以上夜勤を行った看護職員の延べ人数についてでございますが、過去3年間の実績は、平成27年度が1,132名、28年度が1,239名、29年度が1,264名となっており、年々増加しているところでございます。</p> <p><b>【病院経営課長】</b> 夜勤回数が増加している要因についてでございますが、看護職員が育児休業を取得した場合や、子育てにより夜勤ができない場合、あるいは、新人職員が夜勤体制に入ることができるようになるまでの期間については、夜勤を行える限られた職員で対応せざるを得ないことから、月に10回以上夜勤を行う看護職員の数が多くなっているところでございます。 特に29年度は新規採用職員が多かったため、例年に比べまして、この看護職員が増加したところでございます。</p> <p><b>【病院経営課長】</b> 夜勤のリスクについてでございますが、日本看護協会が2013年に策定をした「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」では、夜勤や交代制勤務による睡眠パターンの変調が、健康、安全、生活に影響を及ぼすと示されているところでございます。 道立病院におきましても、看護職員の心身や生活</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>6 看護職員の負担軽減について</b>  看護職員の離職率や夜勤回数について伺ってまいりました。看護職員を新たに採用することが難しい状況においては、勤務環境の改善に真剣に取り組む、離職防止を図らなければ欠員は解消しませんし、また、勤務環境の改善が図られれば、新規採用者の増加にも繋がると思われます。看護職員の負担軽減に向けて、どの様に取り組みをされるのか伺います。</p> <p><b>(三) 医師の勤務実態について</b>  <b>1 医師の宿日直回数について</b>  続いて、医師の勤務実態についても伺います。道立病院における医師の欠員は19名と依然として多い状況ですが、2017年度における医師一人当たりの月平均宿日直回数と、月に10回以上宿日直を行った医師の延べ人数について伺います。</p> <p><b>2 医師の時間外勤務の状況について</b>  一般的に宿日直の許可基準は、宿直が週1回、日直が月1回程度とされていますので、月に10回以上の宿日直を行った医師が16名というのも、大きな問題だと思えます。  宿日直回数の改善に向けた取組が必要であると考えますが、宿日直以外にも、時間外勤務も医師の労働環境に影響しますので、続けて、各道立病院毎の2017年度における医師一人当たりの時間外勤務の平均時間についても伺います。  また、時間外勤務が多い病院の要因についても合わせて伺います。</p> <p><b>3 医師の働き方改革への対応について</b>  少子高齢化による労働力人口の減少を背景に、今、働き方改革が進められていますが、長時間労働は、健康へのリスクのみならず、仕事と家庭生活との両立を困難にし、女性のキャリア形成や男性の家庭参加を阻む原因にもなるものであり、早急に是正する必要があります。  しかしながら、医師は、医師法に定められた応召義務により、昼夜を問わず患者の対応を求められる仕事であり、他の職種と比較して抜きん出た長時間労働の実態にあるのが現実です。  一方で、医師の働き方改革は、地域の医療提供体制の維持との関係も考慮に入れなければならない難しい問題だという風に思いますが、これまでの質問の中では、道立病院の医師についても長時間労働の実態が明らかとなりました。</p>	<p>への負担を軽減する上で、このガイドラインに沿った取組は、大変重要と考えておりまして、夜勤の連続回数を2連続までとすることや、夜勤後の休息時間を確保すること、勤務間隔は11時間以上あけることなどの取組を進めているところでございます。</p> <p><b>【道立病院局立花次長】</b>  看護職員の負担軽減についてであります。道立病院局においては、これまで、看護職員の確保はもとより、離職防止を図るため、年次有給休暇の取得率向上や、時間外勤務の縮減を進めてきたところでございます。  また、今年度から新たに導入をした育児休業代替任期付職員制度を活用し、夜勤ができる看護職員の確保に努めるなど、勤務環境の改善に取り組んできたところでございます。  今後は、こうした取組を一層進め、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい職場づくりを目指してまいります。</p> <p><b>【病院経営課長】</b>  医師の宿日直についてでございますが、宿日直勤務は、夜間や休日など、正規の勤務時間外において、入院患者の症状の急変等に対処するための業務に従事する勤務でございます。道立病院の昨年、29年度における月平均宿日直回数は3.8回となっております。  また、宿日直を行った医師は、年間で延べ892名であり、そのうち、月に10回以上行った医師が延べ16名となっております。</p> <p><b>【病院経営課長】</b>  医師の時間外勤務時間などについてでございますが平成29年度における病院毎の月平均時間外勤務時間数は、江差病院で16.5時間、北見病院で54.5時間、羽幌病院で6.7時間、緑ヶ丘病院で1.6時間、向陽ヶ丘病院で8.6時間、コドモックルで21.4時間となっているところでございます。  また、北見病院およびコドモックルで平均時間外勤務時間が多い要因は、心臓血管外科手術や術後管理等が長時間に及ぶことによるものでございます。</p> <p><b>【道立病院部長】</b>  医師の働き方改革への対応についてでございますが、医師の健康とワークライフバランスを確保し、長期間、道立病院に勤務して頂くとともに、医療の質と安全の向上を図るためには、医師の勤務環境を整えることが重要と考えておりまして、道立病院局では、これまで、医師の欠員が生じている病院において、医育大学などから、外来応援や宿日直応援の非常勤医師の派遣を受けるとともに、医師事務作業補助者の配置や看護職員によるタスク・シフティングを積極的に進めるなど、医師の負担軽減を図ってきたところでございます。  今後は、国における働き方改革の検討状況を注視いたしますとともに、熟練した看護技術を提供する認定看護師を育成するなど、これまで以上に医師業務のサポート体制の充実を図り、医師が働きやすい</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>本年2月に、「医師の働き方改革に関する検討会」から『医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組』に関する提言が行われており、「医師の時間外労働規制の施行を待たずとも、勤務医を雇用する個々の医療機関が自らの状況を踏まえ、できることから自主的な取組を進めることが重要」となっています。こうした状況を踏まえ、道立病院局として、医師の働き方改革について、どの様に取り組むお考えか伺います。</p> <p>看護師及び医師の確保については、これまでも努力されてきておりますし、大変なことではありますけれども、北海道の地域医療をしっかり守り、そして道民に医療を提供するという観点からも取り組みの強化を求めて質問を終わります。ありがとうございました。</p>	<p>勤務環境の整備に努めていく考えでございます。</p>